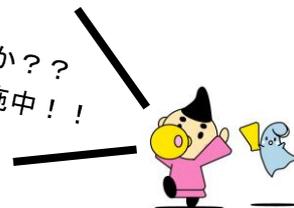


ご意見はありませんか??
パブリックコメント実施中!!



案件名

「茅ヶ崎市議会基本条例の一部改正 (素案)」について

本案件について市民の皆さまのご意見を募集します。

案件のポイント

茅ヶ崎市議会では、4年に1度、議会基本条例の検証を行っています。令和4年度の検証結果として、①正副議長選挙における所信表明会の開催を明文化、②第6条（議員の活動原則）に議員は良識ある活動及び行動に努めることを明文化、の2点の条例改正につき（素案）を取りまとめたものです。

ご意見の募集期間

令和4年11月 4日（金） ～ 令和4年12月 6日（火）

パブリックコメントとは、市が計画等を策定する際にその内容を公表し、市民の皆さまから寄せられたご意見を考慮して、計画等の決定をしていくものです。

お問い合わせ：議会事務局 議事調査担当

電話 0467-82-1111（代表）

茅ヶ崎市議会



「茅ヶ崎市議会基本条例の一部改正（素案）」について

【意見募集の実施】

茅ヶ崎市議会では、茅ヶ崎市議会基本条例（以下「議会基本条例」といいます。）についての検証を行い、議会基本条例の改正に向けて作業を進めています。

この度、議会基本条例の一部改正の素案がまとまりましたので、皆様から御意見を募集し、寄せられた御意見に対する市議会の考え方を明らかにするとともに、御意見を考慮した議会基本条例の改正に向けて作業を進めてまいります。

【改正の背景・目的】

茅ヶ崎市議会では、平成23年4月に議会基本条例を施行後、平成26年度及び平成30年度に検証を行い、その結果に基づき、平成27年3月及び平成31年3月に議会基本条例の改正を行いました。この度、議会基本条例の目的が達成されているかどうかについて、議会基本条例第26条の規定に基づき、令和4年度に、全条文の取組状況や課題などの検証を行い、その結果に基づき、議会基本条例の一部改正の素案をまとめました。

【検討項目】

1 正副議長選挙における所信表明会に関する規定について

茅ヶ崎市議会では、議長選挙及び副議長選挙に当たり、市民に議長及び副議長の選出過程を明らかにするため、議長選挙及び副議長選挙に先立って、それぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設けています。この取組は、平成29年から開始され、運用方法をその都度検討しながら、現在まで計3回開催してきました。

継続的な取組により運用が定着したことから、その根拠となる規定を本条例に設けるとともに、この取組をより積極的に推進するとの姿勢を明らかにすることについて、検討を行いました。

2 第6条（議員の活動原則）の規定について

第6条では、議員が個々に活動する際の原則について規定されています。

各議員が日々活動する際には、議員は主権を有する市民の代表であるとの責務を自覚し、他者の人権等に配慮するとともに良識ある活動及び行動に努める必要があることから、本条例にその旨を明記することについて、検討を行いました。

【条例改正の概要】

1 正副議長選挙における所信表明会に関する規定について

議会は、議長及び副議長の選出に当たり、市民に選出過程を明らかにするため、それぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設けるものとするしました。

2 議員の活動原則の規定の改正（第6条）

議員は、主権を有する市民の代表として、良識ある活動及び行動に努めるものとするしました。

3 その他の改正

1の正副議長選挙における所信表明会に関する規定を第10条として新設することに伴い現行の第10条以下の条の繰下げを行う等、所要の規定を整備することとしました。

【新旧対照表】

1 正副議長選挙における所信表明会に関する規定の新設

| 改正後 | 改正前 |
|---|-----|
| <p style="text-align: center;">(正副議長選挙における所信表明会)</p> <p><u>第10条 議会は、議長及び副議長の選出に当たり、市民に選出過程を明らかにするため、それぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設けるものとする。</u></p> | |

2 議員の活動原則の規定の改正（第6条）

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">(議員の活動原則)</p> <p>第6条 議員は、言論が議会活動の基本であること及び議会が合議制の機関であることを認識し、議員相互の言論を尊重するとともに、自由討議を推進するものとする。</p> <p>2 議員は、市政の課題について、市民の多様な意見の的確な把握に努めるとともに、特定の地域又は個人若しくは団体の意向に捉われず、市民全体の福祉の向上を目指して、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。</p> <p>3 議員は、自らの議会活動について、積極的に情報提供を行うものとする。</p> <p>4 議員は、主権を有する市民の代表であることを自覚し、自らの資質の向上を図るため不断の研鑽に努めるものとする。</p> <p><u>5 議員は、主権を有する市民の代表として、良識ある活動及び行動に努めるものとする。</u></p> | <p style="text-align: center;">(議員の活動原則)</p> <p>第6条 議員は、言論が議会活動の基本であること及び議会が合議制の機関であることを認識し、議員相互の言論を尊重するとともに、自由討議を推進するものとする。</p> <p>2 議員は、市政の課題について、市民の多様な意見の的確な把握に努めるとともに、特定の地域又は個人若しくは団体の意向に捉われず、市民全体の福祉の向上を目指して、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。</p> <p>3 議員は、自らの議会活動について、積極的に情報提供を行うものとする。</p> <p>4 議員は、主権を有する市民の代表であることを自覚し、自らの資質の向上を図るため不断の研鑽に努めるものとする。</p> |

参 考 资 料

茅ヶ崎市議会基本条例・検証シート(令和4年度)

| 章 | 条 | 見出し | 条文 | 前回、前々回の検証結果 | 取組状況、運用・条文に関する課題等の特記事項 | 検証結果 |
|---|----|-----|--|---|--|--|
| | 前文 | | <p>茅ヶ崎市議会は、委員会の会議の原則公開、本会議の映像の配信等の手段による情報提供の実施など、さまざまな機会を捉えて議会改革に取り組んできた。</p> <p>平成22年4月に施行された茅ヶ崎市自治基本条例(平成21年茅ヶ崎市条例第35号)による新たなまちづくりが展開されている今日においては、市民に開かれ、かつ、分かりやすく、さらには信頼される議会を構築していくことが求められている。</p> <p>また、平成12年4月に施行されたいわゆる地方分権一括法により、中央集権型の行政システムから地方分権型の行政システムへと転換が図られる中においても、原則として市の全ての事務に議会の権限が及ぶようになるなど、議会のあり方も大きく変わってきた。地方分権の進展により、自己決定・自己責任に基づくまちづくりが進められていく中、主権を有する市民を代表し、執行機関に対する監視及び評価の機能を持つ議会の役割と責任は、ますます重大になっている。</p> <p>このような時代背景の中、茅ヶ崎市議会は、これらの機能の充実を図るとともに、市政の課題を的確に把握し、多様な民意を反映しながら、創意と工夫により政策立案及び政策提言を積極的に行うことができる政策形成機能の向上を図っていかなければならない。</p> <p>よって、茅ヶ崎市議会は、この条例を地方分権時代に即した議会の指針として、これまで取り組んできた議会改革をさらに推進するとともに、議会を構成する議員自らが議員としての自覚と見識を持ち、主権を有する市民の負託に的確に応えていくことを示す決意を持って、ここに茅ヶ崎市議会基本条例を制定する。</p> | <p><平成26年度> 【条文の修正】 なし</p> <p><平成30年度> 【条文の修正】 なし</p> | <p>【条文に関する検討状況】 各段落の順序及び「主権を有する市民」との文言について検討した。各段落の順序について、2段落目と3段落目を時系列順に並び替えた方が分かりやすいのではないかと提案が出されたが、本条例の制定経緯において茅ヶ崎市自治基本条例の施行が大きく関連していることを踏まえ、現行のとおり記載順序が適当であると結論に至った。</p> <p>「主権を有する市民」との文言について、自治基本条例にも同様の文言が使われており、自治基本条例逐条解説では「市民のうち、茅ヶ崎市における政治や行政の在り方を最終的に決定する力を持った市民」と説明されている。議員は有権者により選挙で選ばれているものの、議会活動に当たっては全ての市民の福祉向上に資するために取り組んでいることから、「市民」との表現に変えてはどうかとの提案が出された。検討の中では、現行の規定で問題となる事案が現に生じているのか、市民にとって分かりやすい表現にした方がよい等の議論がなされたが、現行では茅ヶ崎市自治基本条例との整合性を図った上で「主権を有する市民」と「市民」の表記を区別して用いており、文言の変更を行うことで本条例全体や他の条例への影響が大きく、慎重かつ十分な協議が必要であることから、今回は改正しないこととし、次期以降に協議するよう申し送るとの結論に至った。</p> | <p>【条文の修正】 <input type="checkbox"/> 条文を修正する必要がある <input checked="" type="checkbox"/> 条文を修正する必要はない</p> |

| 章 | 条 | 見出し | 条文 | 前回、前々回の検証結果 | 取組状況、運用・条文に関する課題等の特記事項 | 検証結果 |
|-----------|-----|---------|--|--|--|--|
| 第1章 総則 | 第1条 | 目的 | この条例は、議会を構成する議員と市長がともに選挙により選出された主権を有する市民の代表であるという二元代表制の下での議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が主権を有する市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上と公正で民主的な市政の推進に寄与することを目的とする。 | <平成26年度> 【条文の修正】 なし <平成30年度> 【条文の修正】 なし | 【条文に関する検討状況】 「主権を有する市民」との文言について、前文と同様の検討を行った。 | 【条文の修正】 <input type="checkbox"/> 条文を修正する必要がある <input checked="" type="checkbox"/> 条文を修正する必要はない |
| | 第2条 | 条例の位置付け | この条例は、議会の基本となる事項を定めるものであり、議会に関する条例、規則その他の規程を解釈し、又は制定し、若しくは改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。 | <平成26年度> 【条文の修正】 なし <平成30年度> 【条文の修正】 なし | | 【条文の修正】 <input type="checkbox"/> 条文を修正する必要がある <input checked="" type="checkbox"/> 条文を修正する必要はない |
| | 第3条 | 議会の役割 | 議会は、議事機関として、次に掲げる役割を担うものとする。 (1) 議決により市の意思決定を行うこと。 (2) 市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)の事務の執行について、監視及び評価を行うこと。 (3) 市政に関する調査研究を通じて、政策立案及び政策提言を行うこと。 (4) 意見書の提出、決議等により、国等への意見表明を行うこと。 | <平成26年度> 【条文の運用】 継続 【条文の修正】 なし <平成30年度> 【条文の運用】 継続 【条文の修正】 なし | 【取組状況】 ・【第1号関係】 各定例会・臨時会において、多くの議案を審議し、議決をしている。 〔参考〕 議決等の状況(令和3年) ◎市長提出議案等 ○予算 37件 (可決34件、専決処分承認3件) ○条例 42件 (可決40件、専決処分承認2件) ○決算 7件(認定) ○その他 64件(可決等) ○報告 22件 ◎議員提出議案 ○条例・規則 6件(全て可決) ○意見書 2件(全て可決) ○決議 0件 ○その他 5件(全て可決) ・【第2号関係】 予算・決算審査、議案審査等において、執行機関の事務執行を監視・評価している。(※決算審査においては、事業評価を実施していたが、コロナ禍の影響により令和元年度決算及び令和2年度決算では中止している。) また、全員協議会を活用し、執行機関の作成する諸計画や執行のあり方について、意見を述べ、また、評価を行っている。 ・【第3号関係】 常任委員会ごとに、政策討議(第15条の欄に記載)に取り組み、政策提言等を行っている。(※令和元年度～令和2年度は、コロナ禍の影響により、市長への政策提言はせず、議長へ政策討議報告書を提出した委員会有り。) ・【第4号関係】 各定例会ごとに、採択された陳情に基づく意見書や、社会情勢に対応した意見書等を議案として提出している。 なお、可決された意見書については、本市議会の意思として国等に送付している。 〔参考〕意見書・決議の件数 ◎令和3年 意見書2件 ◎令和2年 意見書5件、決議1件 ◎令和元年 意見書2件、決議1件 ◎平成30年 意見書8件、決議1件 | 【条文の運用】 <input checked="" type="checkbox"/> 継続して取り組む <input type="checkbox"/> 新たな取組が必要 【条文の修正】 <input type="checkbox"/> 条文を修正する必要がある <input checked="" type="checkbox"/> 条文を修正する必要はない |

| 章 | 条 | 見出し | 条文 | 前回、前々回の検証結果 | 取組状況、運用・条文に関する課題等の特記事項 | 検証結果 |
|--------------------|-----|---------|---|---|---|---|
| 第2章 議会及び議員の活動原則 | 第4条 | 議会の活動原則 | <p>1 議会は、議会活動の公正性及び透明性を確保するものとする。</p> <p>2 議会は、市民の多様な意見を踏まえ、充実した討議の下に議会運営を行うよう努めるものとする。</p> <p>3 議会は、市民に開かれた議会を目指し、議会活動について積極的に情報提供を行うとともに、市民参加の機会の拡大を図るものとする。</p> <p>4 議会は、市民にとって分かりやすい議会運営を行うよう努めるものとする。</p> | <p><平成26年度> 【条文の運用】 継続 【条文の修正】 あり(第1項の規定を改めた) → 本条の第1項、第2項及び第4項に努力義務を表す「努める」という規定がある。「努める」という規定は、一般的に、規定された行為を実施する義務はあるが、その行為の内容、程度、方法を画一的に規定することができない事項(例えば、「〇〇の向上」、「分かりやすく〇〇する」等)などに使用されている。 その観点から、第1項については、「公正性及び透明性の確保」というのは、その内容等もある程度明らかにすることができる(「公正性」は、法律、条例、規則等に基づく議会運営、「透明性」は公式の会議の原則公開及び会議録の公表など)と考えられることから、努力義務規定ではなく、一般的な原則や方針を定める場合に使用する「ものとする」という規定に修正した。 なお、第2項及び第4項は、前述の使用例に鑑み、現行どおりとした。</p> <p><平成30年度> 【条文の運用】 継続 →本条の第2項及び第4項に努力義務を表す「努める」という規定があり、これらの規定振りが適切かどうかを検討した。「努める」という規定は、一般的に、規定された行為を実施する義務はあるが、その行為の内容、程度、方法を画一的に規定することができない事項(「〇〇の向上」、「分かりやすく〇〇する」等)などに使用されている。第2項及び第4項は、これらの使用例に鑑み、現行どおりの規定が適当であるとの結論に至った。 【条文の修正】 なし</p> | <p>【取組状況】 本条は、議会の活動の原則を定めるものであり、実際の取り組みは第8条(市民参加)、第9条(会議の公開)、第10条(説明責任等)、第13条(一問一答方式等)、第14条(自由討議)、第15条(政策討議)、第16条(委員会の活動)等の規定に基づき行うため、各条に記載する。</p> | <p>【条文の運用】 ■継続して取り組む □新たな取組が必要</p> <p>【条文の修正】 □条文を修正する必要がある ■条文を修正する必要はない</p> |
| | 第5条 | 災害時の対応 | <p>1 議会は、災害時においても、議事機関としての機能を維持するよう努めなければならない。</p> <p>2 災害時の議会がとるべき対応の方針は、別に定める。</p> | <p><平成26年度> ※条文自体が存在せず。</p> <p><平成30年度> 【条文の運用】 新規 【条文の修正】 あり(新規に規定した) → 災害時においても、議会が議事機関としての機能を維持するよう努める旨を追加した。</p> | <p>【取組状況】 令和2年2月に発生した新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大を受けて、令和2年4月24日に茅ヶ崎市議会新型コロナウイルス対策会議要綱を施行し、茅ヶ崎市議会新型コロナウイルス対策会議を立ち上げた。同会議において、コロナ禍においても議事機関としての機能を維持するとともに、感染拡大を防止する対策について協議を行った(令和4年4月1日時点で計18回開催)。 ・令和2年4月28日に、茅ヶ崎市議会新型コロナウイルス対策会議において、「茅ヶ崎市議会新型コロナウイルス感染症等に係る対応方針」を策定するとともに、適宜見直しを実施し、議会内の感染症対策の適切な運用を行った。</p> <p>【条文に関する検討状況】 議会は、災害時だけでなくいかなる状況においても議事機関としての機能維持に努めるべきであることから、「災害時」の文言をより広義な表現に変えてはどうかとの提案が出された。災害時以外の緊急時等においても本条と同様の考え方で対応すべきとの考え方を共有するとともに、予期せぬ事象をも想定した表現を条文に盛り込むことは現時点では難しいことから、条文は改正せず、議会基本条例逐条解説で必要な説明を付記するとの結論に至った。</p> | <p>【条文の運用】 ■継続して取り組む □新たな取組が必要</p> <p>【条文の修正】 □条文を修正する必要がある ■条文を修正する必要はない</p> |
| | 第6条 | 議員の活動原則 | <p>1 議員は、言論が議会活動の基本であること及び議会が合議制の機関であることを認識し、議員相互の言論を尊重するとともに、自由討議を推進するものとする。</p> <p>2 議員は、市政の課題について、市民の多様な意見の的確な把握に努めるとともに、特定の地域又は個人若しくは団体の意向に捉われず、市民全体の福祉の向上を目指して、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。</p> <p>3 議員は、自らの議会活動について、積極的に情報提供を行うものとする。</p> <p>4 議員は、主権を有する市民の代表であることを自覚し、自らの資質の向上を図るため不断の研鑽(さん)に努めるものとする。</p> | <p><平成26年度> 【条文の運用】 継続 【条文の修正】 なし</p> <p><平成30年度> 【条文の運用】 継続 【条文の修正】 なし</p> | <p>【取組状況】 本条は、議員の活動の原則を定めるものであり、個々の議員がそれぞれ取り組むものであるが、第1項の「自由討議を推進する」については、議会の取組としての第14条(自由討議)、第15条(政策討議)と関連があるため、これらの条に記載する。 ・【第3項関係】 議員個人又は会派により、政務活動費を活用するなどして、議会報告を行っている(第17条と関連)。 ・【第4項関係】 議員の資質向上を図るため議員研修会を開催、また、研修会に議員を派遣する等している(第18条と関連)。(※議員研修会は、コロナ禍の影響により令和3年度は実施せず。)</p> <p>【条文に関する検討状況】 「主権を有する市民」との文言について、前文と同様の検討を行った。 議員活動に当たっては他者の人権等に配慮する必要があり、議員倫理条例の検討も含めた検討が必要との提案が出された。新たな規定の必要性や表現等を議論した結果、本条文に項を追加し「議員は、市民の代表として、良識ある活動及び行動に努めるものとする。」と規定するとともに、第24条(議員の政治倫理)においても検討を行うとの結論に至った。</p> | <p>【条文の運用】 ■継続して取り組む □新たな取組が必要</p> <p>【条文の修正】 ■条文を修正する必要がある □条文を修正する必要はない</p> |

| 章 | 条 | 見出し | 条文 | 前回、前々回の検証結果 | 取組状況、運用・条文に関する課題等の特記事項 | 検証結果 |
|---|-----|-----|---|---|---|---|
| | 第7条 | 会派 | <p>1 議員は、議会活動を行うため、複数の議員で構成する会派を結成することができる。</p> <p>2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動するものとする。</p> <p>3 会派は、議会の円滑な運営に努めるとともに、政策立案、政策提言等に関し、必要に応じて他の会派との合意形成に努めるものとする。</p> | <p><平成26年度></p> <p>【条文の運用】 継続</p> <p>【条文の修正】 なし</p> <p><平成30年度></p> <p>【条文の運用】 継続</p> <p>【条文の修正】 なし</p> | <p>【取組状況】</p> <p>現在、本市議会には7会派があり、意見書等の議案提出や議会運営、議会内の課題等に関して、議会内の意見集約を図っている。また、会派ごとに、市の政策に対する予算要望等を行うなど、執行機関に対する意見集約を行っている。</p> <p>【条文に関する検討状況】</p> <p>政務活動費交付条例では議員1名による会派も認めていることから、同条例との整合性を図る必要があるとの提案が出された。また、第4条(議会の活動原則)に規定する公正性及び透明性を確保するため、条文を改正すべきとの提案が出された。委員間討議の結果、政務活動費交付条例では「会派(所属議員が一人の場合も含む。(以下略)」とただし書きも含めて規定されていることから整合性は取れており、会派制に関する明文規定については本市議会は各議員の公平性は担保されていることから、条文の改正は行わないとの結論に至った。</p> <p>なお、議会基本条例逐条解説については、「会派」に関する説明と「会派制」に関する説明が混在して分かりづらいため、分かりやすい記載となるよう修正することとなった。</p> | <p>【条文の運用】</p> <p>■継続して取り組む □新たな取組が必要</p> <p>【条文の修正】</p> <p>□条文を修正する必要がある ■条文を修正する必要はない</p> |

| 章 | 条 | 見出し | 条文 | 前回、前々回の検証結果 | 取組状況、運用・条文に関する課題等の特記事項 | 検証結果 |
|------------------|------|-------|---|---|--|---|
| 第3章 市民と議会との関係 | 第8条 | 市民参加 | <p>1 議会は、議会活動について市民に説明等を行うための議会報告会を開催するとともに、市民の意見を議会活動に反映することができるよう市民との意見交換の機会を設けるものとする。</p> <p>2 前項に規定する議会報告会の開催及び市民との意見交換の機会を設けることに関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>3 議会は、公聴会及び参考人の制度を活用することにより、市民の意見又は専門的若しくは政策的な識見を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>4 議会は、委員会(常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。)において請願又は陳情の審査を行うに当たり、請願者又は陳情者から趣旨説明の申出があったときは、その機会を設けるものとする。</p> | <p><平成26年度> 【条文の運用】 継続 → (意見)議会報告会・意見交換会の実施について、参加者が少ない。開催時間、テーマ設定、議員個人としての発言など、運営についてのさらなる検討が必要である。 【条文の修正】 あり(第4項を加えた) → 請願者・陳情者が趣旨説明できる旨を規定した。</p> <p><平成30年度> 【条文の運用】 継続 【条文の修正】 なし</p> | <p>【取組状況】 ・【第1項関係】 議会報告会は、平成23年11月に初めて開催し、平成24年度からは5月と11月に開催している。※新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和2年度及び令和3年度の開催は中止し、代わりに、令和3年度4月30日に茅ヶ崎市議会公式Youtubeチャンネルを開設し、議会報告を行った。以後、動画による報告を続けている。 意見交換会は、平成25年5月に初めて開催し、議会報告会と同時に開催をしている。令和3年度はグループワーク形式で開催し、より市民と議員が近い距離で会話することが可能となった。※コロナ禍により、令和2年度及び令和3年度の開催は中止した。</p> <p>・【第2項関係】 議会報告会・意見交換会に関し必要な事項は別に定めることとされているが、現状は、開催の要領をその都度検討して決めているため、予め定めたものはない。</p> <p>・【第3項関係】 ① 平成25年第1回臨時会において、総務常任委員会で参考人を招致した。 ② 平成26年第2回定例会から、請願者・陳情者の意見陳述の機会を設けた。 ③ 平成29年第1回臨時会において、教育経済常任委員会で参考人を招致した。 ④ 政策討議の取組として、常任委員会単位で市民等と意見交換を実施している。</p> <p>・【第4項関係】 趣旨説明の実績 令和3年 請願1件、陳情2件 令和2年 請願1件、陳情2件 令和元年 陳情8件</p> <p>【運用に関する検討状況】 第2項の議会報告会及び意見交換会について、第22条(広報広聴の充実)と関連があるため、本条の規定を踏まえて第22条の検証をすべきとの意見が出された。</p> | <p>【条文の運用】 ■継続して取り組む □新たな取組が必要</p> <p>【条文の修正】 □条文を修正する必要がある ■条文を修正する必要はない</p> |
| | 第9条 | 会議の公開 | <p>議会は、委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場の会議を別に条例その他の規程で定めるところにより公開するものとする。</p> | <p><平成26年度> 【条文の運用】 継続 【条文の修正】 あり(規定を改めた) → 地方自治法第100条第12項の規定に基づく「議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場」(公式会議)として設置した「全員協議会」及び「広報広聴委員会」を規定に加えた。</p> <p><平成30年度> 【条文の運用】 継続 【条文の修正】 なし</p> | <p>【取組状況】 委員会の会議は、茅ヶ崎市議会委員会条例の規定に基づき、原則公開としている。 全員協議会、広報広聴委員会及びICT活用推進協議会の会議は、それぞれ茅ヶ崎市議会全員協議会規程、茅ヶ崎市議会広報広聴委員会規程及び茅ヶ崎市議会ICT活用推進協議会規程に基づき、原則公開としている。</p> | <p>【条文の運用】 ■継続して取り組む □新たな取組が必要</p> <p>【条文の修正】 □条文を修正する必要がある ■条文を修正する必要はない</p> |
| | 第10条 | 説明責任等 | <p>1 議会は、議会活動について、市民に説明する責務を有する。 2 議会は、議会活動についての情報を市民に積極的に提供するものとする。</p> | <p><平成26年度> 【条文の運用】 継続 【条文の修正】 なし</p> <p><平成30年度> 【条文の運用】 継続 【条文の修正】 なし</p> | <p>【取組状況】 ・【第1項関係】 議会活動についての市民への説明を責務として定めたものであり、実際の取組は、第8条(市民参加)、第9条(会議の公開)、第22条(広報広聴の充実)等の規定に基づき行うため、これらの条に記載する。</p> <p>・【第2項関係】 平成26年第1回定例会から、本会議、各委員会及び各協議会の資料の希望者への配付を始めた。また、議員ごとの採決結果の公表も行っている。 ※広報に関する取組みは、第22条の「取組状況」に記載する。</p> <p>【運用に関する検討状況】 第22条(広報広聴の充実)と関連があるため、本条の規定を踏まえて第22条の検証をすべきとの意見が出された。</p> | <p>【条文の運用】 ■継続して取り組む □新たな取組が必要</p> <p>【条文の修正】 □条文を修正する必要がある ■条文を修正する必要はない</p> |

| 章 | 条 | 見出し | 条文 | 前回、前々回の検証結果 | 取組状況、運用・条文に関する課題等の特記事項 | 検証結果 |
|-------------------|------|-------------------|--|---|--|---|
| 第4章 議会と市長等との関係 | 第11条 | 議会と市長等との関係 | 議会は、二元代表制の下、市長等と緊張ある関係を保ちながら、市長等の事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うものとする。 | <p><平成26年度> 【条文の運用】 継続 【条文の修正】 なし</p> <p><平成30年度> 【条文の運用】 継続 【条文の修正】 なし</p> | <p>【取組状況】 本条は、第3条(議会の役割)の規定を踏まえ、議会と市長との関係について規定したものであり、実際の取組は、第12条(市長等による政策等の形成過程の説明)、第13条(一問一答方式等)、第15条(政策討議)の規定に基づき行うため、各条に記載する。</p> | <p>【条文の運用】 ■継続して取り組む □新たな取組が必要</p> <p>【条文の修正】 □条文を修正する必要がある ■条文を修正する必要はない</p> |
| | 第12条 | 市長等による政策等の形成過程の説明 | <p>議会は、市長等が提案する重要な政策等について、審議を通じてその政策等の水準を高めるため、市長等に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めることができる。</p> <p>(1) その政策等を必要とする背景 (2) 他の政策等の案又は他の地方公共団体の類似する政策等との比較検討の内容 (3) 総合計画(政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画をいう。以下この号において同じ。)における位置付け又は総合計画との整合性 (4) 市民参加の状況 (5) その政策等に要する経費(将来負担すべき経費を含む。)及び財源</p> | <p><平成26年度> 【条文の運用】 継続 【条文の修正】 なし</p> <p><平成30年度> 【条文の運用】 継続 【条文の修正】 なし</p> | <p>【取組状況】 本会議、各委員会、各協議会等においての審議等を行うことにより、政策等の決定経過、予算の内容、市民参加の状況等を把握するとともに、各案件に関連する資料の請求等を行っている。</p> <p>【条文に関する検討状況】 (1)について、背景だけでは不十分であり、議会から市長等に求めることのできる事項を市民に分かりやすく示すため、また議論すべきポイントを明確にするために、「政策等を必要とする経緯」、「政策の目的」、「期待される効果」及び「手法の妥当性」も条文に明記する必要があるとの提案が出された。現在、各議員から市長等への質疑・質問等の場において、提案のあったポイントも含めて市長等に適切に説明等を求められており、議会として適切な運用が実施できていることから、条文は改正せず、議会基本条例逐条解説で必要な説明を付記するとの結論に至った。</p> | <p>【条文の運用】 ■継続して取り組む □新たな取組が必要</p> <p>【条文の修正】 □条文を修正する必要がある ■条文を修正する必要はない</p> |
| | 第13条 | 一問一答方式等 | <p>1 本会議(全議員で構成する議会の会議をいう。次項において同じ。)における質疑又は質問は、その論点又は争点を明確にするため、一問一答の方式により行うことができる。</p> <p>2 説明のため本会議に出席した者は、議員の質疑又は質問に対し、議長の許可を得て、質疑又は質問の趣旨を確認するための発言をすることができる。</p> <p>3 前2項の規定は、委員会の会議について準用する。この場合において、前項中「議員」とあるのは「委員」と、「議長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。</p> | <p><平成26年度> 【条文の運用】 継続 【条文の修正】 なし</p> <p><平成30年度> 【条文の運用】 継続 【条文の修正】 なし</p> | <p>【取組状況】 平成26年第2回定例会から、一般質問に一問一答方式を導入し、現行の一括方式との選択制とした。それに伴う会議規則の改正も行った。 ※議案等に対する質疑及び毎年第1回定例会で行う総括質疑は、従来どおりである。 ※委員会については、従来から一問一答方式を導入している。</p> <p>【運用に関する検討状況】 市長等による反問権や反論権について、議会として導入の必要性等を議論する必要があるとの提案が出された。また、一問一答方式の運用において、現行では次の中項目に移った後は前の中項目に戻って質問することができないが、中項目間も戻ることができる運用にすべきとの提案が出された。継続的な課題として、今後の議会運営委員会等において必要な協議をすることとなった。</p> | <p>【条文の運用】 ■継続して取り組む □新たな取組が必要</p> <p>【条文の修正】 □条文を修正する必要がある ■条文を修正する必要はない</p> |

| 章 | 条 | 見出し | 条文 | 前回、前々回の検証結果 | 取組状況、運用・条文に関する課題等の特記事項 | 検証結果 |
|---------------|------|--------|--|---|--|--|
| 第5章 自由討議 | 第14条 | 自由討議 | 1 委員会は、議案等の審査を行うに当たり、必要に応じて委員相互間の自由討議を行う機会を設け、議論を尽くすものとする。 2 委員会の委員長は、委員会において議案等の審査を行うに当たり、委員相互間の自由討議が積極的に行われるよう議事を整理するものとする。 | <平成26年度> 【条文の運用】 継続 【条文の修正】 あり(第1項及び第2項の規定を改めた) → 第1項、第2項ともに、努力義務を表す「努める」という規定がある(「努める」という規定の使用例等は、第4条の「条文についての課題」に記載のとおり)。 第1項は委員会の運営、第2項は委員長の議事整理に関する原則・方針であるという観点から、一般的な原則や方針を定める場合に使用する「ものとする」という規定に修正した。 <平成30年度> 【条文の運用】 継続 【条文の修正】 なし | 【取組状況】 平成21年度から決算審査において事業評価を行っており、平成22年度からは決算特別委員会の中に常任委員会を活用した4分科会を設置し、委員同士での議論(自由討議)を行い、各事業の評価を決定している。※コロナ禍の影響により、実施計画の策定がされなかったことから、令和元年度決算及び令和2年度決算では事業評価を中止している。 その他、通常の委員会における自由討議については、運用方法について決定しており、平成26年から実施できる状況とした。※実際に自由討議を行うかどうかは、それぞれの委員会の判断であり、それぞれの委員会で適宜実施している。 【運用に関する検討状況】 現状では規定が形骸化し自由討議がほとんど実施されていないのではないかと意見があり、それに対し、必要に応じて実施されているという意見もあり、改めて本条及び第4条(議会の活動原則)の趣旨を再認識し、各委員の考えの違いや委員間の議論の過程を明らかにしていく必要があるとの提案があった。また、他自治体の事例として、自由討議を活用して付帯意見を提起している議会もあるとの情報提供があった。 | 【条文の運用】 ■継続して取り組む □新たな取組が必要 【条文の修正】 □条文を修正する必要がある ■条文を修正する必要はない |
| | 第15条 | 政策討議 | 議会は、市政に関する重要な政策又は課題について、議会としての共通認識の醸成を図るため、討議の機会を設けるものとする。 | <平成26年度> 【条文の運用】 継続 【条文の修正】 なし <平成30年度> 【条文の運用】 継続 【条文の修正】 なし | 【取組状況】 政策討議の運用については、常任委員会ごとに、所管事項の中からテーマを決め、議員同士での議論等を経て、政策提言や条例制定を目指すこととしており、平成26年から取り組んでいる。 平成26年度、平成28年度、平成30年度及び令和2年度に、各常任委員会がそれぞれの政策提言を決定し、市議会から市長に政策提言書を提出した(コロナ禍の影響により、令和2年度の政策提言書の提出は総務常任委員会のみであり、その他の3常任委員会は報告書を提出した。) 【運用に関する検討状況】 政策提言自体が義務的になってきているのではないかと意見や、提言後の市長等の対応経過をしっかりと見ていく必要があるとの提案が出された。継続的な課題として、今後の議会運営委員会等において必要な協議をすることとなった。 | 【条文の運用】 ■継続して取り組む □新たな取組が必要 【条文の修正】 □条文を修正する必要がある ■条文を修正する必要はない |
| 第6章 委員会の活動 | 第16条 | 委員会の活動 | 1 委員会は、議案等の審査を行うに当たり、市民に分かりやすい審査を行うよう努めるものとする。この場合において、審査に使用した資料等を公表するものとする。 2 委員会は、その所管に属する事務について、積極的に調査研究を行うものとする。 | <平成26年度> 【条文の運用】 継続 【条文の修正】 なし <平成30年度> 【条文の運用】 継続 【条文の修正】 なし | 【取組状況】 ・【第1項関係】 資料等は公表しているだけでなく、希望者に配付する取り組みもしている(第10条にも記載のとおり)。 ・【第2項関係】 各委員会ごとに、所管事項の中からテーマを決めて、調査研究に取り組むことになっている(第15条も含む)。また、所管事項の調査研究のため、委員会ごとに、他自治体等の調査を行っている。 【運用に関する検討状況】 以前委員会で所管をまたがる質問があった事例を踏まえ、複数の委員会に所管がまたがる事項について工夫した対応が必要ではないかと提案が出された。連合審査会の活用等について今後の検討課題とすることとした。 【条文に関する検討状況】 委員会で行った調査研究の成果について、「成果を記録し市民へ公表する」旨を条文に反映してはどうかとの提案が出された。また、委員会が調査研究を行う目的について、議会基本条例逐条解説に補足してはどうかとの提案が出された。前者は第10条(説明責任)と同趣旨の規定が既にあることから、条文は改正せず、議会基本条例逐条解説に関連条項とのつながりや調査研究の目的について補足するとの結論に至った。 | 【条文の運用】 ■継続して取り組む □新たな取組が必要 【条文の修正】 □条文を修正する必要がある ■条文を修正する必要はない |
| 第7章 政務活動費 | 第17条 | 政務活動費 | 1 会派及び議員は、政策立案、政策提言等に資するため、別に条例で定めるところにより交付される政務活動費を有効に活用し、積極的に市政に関する調査研究その他の活動を行うものとする。 2 議長は、別に条例で定めるところにより、政務活動費に係る収入及び支出の報告書及び領収証の原本その他支出を明らかにする書類を一般の閲覧に供しなければならない。 3 会派及び議員は、市民から政務活動費の使途等について説明を求められたときは、政務活動費をその経費として使用した調査研究その他の活動の状況及び当該活動に要した経費の支出の状況について説明しなければならない。 | <平成26年度> 【条文の運用】 継続 【条文の修正】 なし <平成30年度> 【条文の運用】 継続 【条文の修正】 なし | 【取組状況】 ・【第1項関係】 政務活動費は、茅ヶ崎市議会政務活動費交付条例に基づき、所属議員1人当たり月額4万円が会派に交付されている(年2回交付)。その政務活動費を活用し、政策立案、政策提言等に資するため、視察、研修への参加などの活動を行っている。 ・【第2項関係】 茅ヶ崎市議会政務活動費交付条例の規定に基づき、毎年度、精算終了後、収支報告書、証拠書類等を一般の閲覧に供している(市政情報コーナーや市議会ホームページに配架)。 ※茅ヶ崎市議会では、収支報告の際の証拠書類として、原則として全ての支出に対する領収証等の原本を提出することとなっている。 | 【条文の運用】 ■継続して取り組む □新たな取組が必要 【条文の修正】 □条文を修正する必要がある ■条文を修正する必要はない |

| 章 | 条 | 見出し | 条文 | 前回、前々回の検証結果 | 取組状況、運用・条文に関する課題等の特記事項 | 検証結果 |
|-----------------------|------|-------|--|---|---|---|
| 第8章 議会及び議会事務局の体制整備 | 第18条 | 議員研修 | 議会は、議員の政策立案能力等の向上のため、議員研修の充実を図るものとする。 | <p><平成26年度> 【条文の運用】 継続 【条文の修正】 なし</p> <p><平成30年度> 【条文の運用】 継続 【条文の修正】 なし</p> | <p>【取組状況】 議員研修会の実施、また、議長会主催の研修会に派遣を行っている。</p> <p>【条文に関する検討状況】 研修そのものが目的ではなく「政策立案に資すること」が目的であるとの趣旨を条文に盛り込んでどうかとの提案が出された。条文改正はしないものの、当該趣旨について議会基本条例逐条解説に補足するとの結論に至った。</p> | <p>【条文の運用】 ■継続して取り組む □新たな取組が必要</p> <p>【条文の修正】 □条文を修正する必要がある ■条文を修正する必要はない</p> |
| | 第19条 | 議会事務局 | 議会は、議会の政策立案機能の向上のため、議員の政策立案活動を補助する議会事務局の調査及び法務に関する機能の充実を図るものとする。 | <p><平成26年度> 【条文の運用】 継続 →（意見）議会の政策立案機能の向上を図るため、その補助をする議会事務局について、職員配置等も含め、さらなる充実が必要である。 【条文の修正】 なし</p> <p><平成30年度> 【条文の運用】 継続 【条文の修正】 なし</p> | <p>【取組状況】 議員の政策提案等に資するため、国・他自治体の情報等を調査した資料を作成・配付している。 議員による議案等（条例、意見書・決議、市長提出議案の修正等）の提出に際しては、必要に応じ補助をしている。 タブレット端末等の導入をはじめ、議会のICT化を推進するため、令和3年7月に設置されたICT活用推進協議会の運営を補佐し、議員の政策立案機能の向上に資するための協議をサポートしている。</p> <p>【運用に関する検討状況】 事務局の機能充実を図るため、従前の取組の評価・検証が必要ではないかとの提案が出された。議会基本条例逐条解説に事務局の機能強化に関する説明を補足するとの結論に至った。 事務局職員の労働時間を確保できるよう、各議員において配慮することが必要ではないかとの意見が出された。</p> | <p>【条文の運用】 ■継続して取り組む □新たな取組が必要</p> <p>【条文の修正】 □条文を修正する必要がある ■条文を修正する必要はない</p> |
| | 第20条 | 議会図書室 | 1 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の図書、資料等の充実を図るものとする。 2 議会図書室は、議員の利用のほか、一般の利用に供する。 3 議会図書室の管理に関し必要な事項は、別に定める。 | <p><平成26年度> 【条文の運用】 継続 【条文の修正】 なし →（意見）さらなる利用の促進を図る必要がある。</p> <p><平成30年度> 【条文の運用】 継続 → 現在も市民の利用（閲覧）が可能であることを、ホームページ等で周知している。 【条文の修正】 なし → 議会図書室について、一般の利用（閲覧）に供していることの周知が十分でないと考えたことから、条文として規定した。</p> | <p>【取組状況】 市政や地方自治に関する資料・図書を中心に収集し、管理している（蔵書数約2500冊（その他に、本市や神奈川県の種類計画などの行政資料あり。）。 議員及び庁内（職員）の利用の促進を図るため、議会事務局窓口への新着図書の案内、図書室への図書検索用パソコンの配置などを行っている。 図書室の書籍は、市民の利用（閲覧）にも供している。</p> <p>【運用に関する検討状況】 議会図書室の利用を促進するため、更なる公開や電子化の取組が必要ではないかとの提案が出された。議会のICT化に併せた議会図書室の更なる機能充実等について、今後の検討課題とする。</p> | <p>【条文の運用】 ■継続して取り組む □新たな取組が必要</p> <p>【条文の修正】 □条文を修正する必要がある ■条文を修正する必要はない</p> |
| | 第21条 | 予算の確保 | 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を充実するため、必要な予算の確保に努めるものとする。 | <p><平成26年度> 【条文の運用】 継続 【条文の修正】 なし</p> <p><平成30年度> 【条文の運用】 継続 【条文の修正】 なし</p> | <p>【取組状況】 議会としても経費節減に努める一方、議会機能の充実のための取組については、必要な予算の確保に努めている。 会議録検索システムへの議会運営委員会の会議録掲載について、令和4年度から必要な予算を確保し、令和4年1月開催分から掲載を開始した。</p> <p>【条文に関する検討状況】 議会の基本的使命を踏まえた取組であるとの趣旨で、「市民の負託に応える」旨の文言を条文に追加してどうかとの提案が出された。現時点でも同趣旨を踏まえた取組を行っていることから、条文は改正しないとの結論に至った。 どのように機能を充実させるのか等について説明すべきではないかとの提案が出され、議会基本条例逐条解説にその旨を補足することとなった。</p> | <p>【条文の運用】 ■継続して取り組む □新たな取組が必要</p> <p>【条文の修正】 □条文を修正する必要がある ■条文を修正する必要はない</p> |

| 章 | 条 | 見出し | 条文 | 前回、前々回の検証結果 | 取組状況、運用・条文に関する課題等の特記事項 | 検証結果 |
|-------------------------|------|----------|--|--|--|--|
| | 第22条 | 広報広聴の充実 | 1 議会は、第10条第1項の責務を果たすとともに、市政及び議会活動についての市民の関心を高めるため、多様な手段を活用し、広報の充実を図るものとする。 2 議会は、市政及び議会活動についての市民の要望、意見等を把握するため、多様な手段を活用し、広聴の充実を図るものとする。 | <平成26年度> 【条文の運用】 継続 【条文の修正】 あり(見出しを改め、第2項を加えた) → 広聴の充実も図っていくことを規定した。 <平成30年度> 【条文の運用】 継続 【条文の修正】 なし | 【取組状況】 議会だより、ホームページを中心として、分かりやすく、充実した広報活動に努めているが、さらなる広報活動(及び広聴活動)の充実を図るため、平成26年6月から、地方自治法第100条第12項の規定に基づく「議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場」(公式会議)として「広報広聴委員会」を設置している。 茅ヶ崎市議会のfacebookアカウントを平成29年5月26日に開設し、会議の開催情報や視察報告等を配信している。 茅ヶ崎市議会公式Youtubeチャンネルを令和3年4月1日に開設し、議会報告や委員会の活動報告、ホノルル市議会との交流等について配信している。 【運用に関する検討状況】 情報技術の発展に伴う新たな広報手段等について、議会基本条例逐条解説に補足する必要があるとの提案が出された。提案のとおり議会基本条例逐条解説に補足するとの結論に至った。 多様な世代、分野の方等から意見を把握することを議会基本条例逐条解説に盛り込むべきとの提案が出され、提案のとおり議会基本条例逐条解説に補足することとなった。 | 【条文の運用】 ■継続して取り組む □新たな取組が必要 【条文の修正】 □条文を修正する必要がある ■条文を修正する必要はない |
| | 第23条 | 専門的識見の活用 | 議会は、学識経験者等による専門的事項に係る調査を活用し、議会の討議に反映させるものとする。 | <平成26年度> 【条文の運用】 継続 【条文の修正】 なし <平成30年度> 【条文の運用】 継続 【条文の修正】 なし | 【取組状況】 条例施行からこれまで活用実績はないが、今後、必要に応じて本制度の活用を検討する。 【運用に関する検討状況】 議員倫理条例の制定に向けて今後の活用を検討してはどうかとの提案が出され、今後の検討課題とすることとなった。 | 【条文の運用】 ■継続して取り組む □新たな取組が必要 【条文の修正】 □条文を修正する必要がある ■条文を修正する必要はない |
| 第9章 議員の政治倫理、定数及び議員報酬 | 第24条 | 議員の政治倫理 | 議員は、主権を有する市民の代表者として市政に携わる責務を深く自覚し、主権を有する市民の負託に応えるため、政治倫理の向上に努めなければならない。 | <平成26年度> 【条文の運用】 継続 【条文の修正】 なし <平成30年度> 【条文の運用】 継続 【条文の修正】 なし | 【運用に関する検討状況】 政治倫理の向上に当たっては、新人研修会や全議員研修会で継続的に取り扱い、意識をさらに高める必要があるとの意見が出された。 【条文に関する検討状況】 政治倫理条例等の規定を別に設ける旨を条文に規定する必要があるとの提案や、議会でも品位を損なうような行為がメディア等で取り上げられることが多くなっていることから、議員の意識を高めるため条文に盛り込む必要があるとの提案が出された。日頃から当然に各議員は政治倫理を意識するものであるとの考えから、本条文の改正は行わないが、議会基本条例逐条解説に補足説明をするとの結論に至った。 「主権を有する市民」との文言について、前文と同様の検討を行った。 | 【条文の運用】 ■継続して取り組む □新たな取組が必要 【条文の修正】 □条文を修正する必要がある ■条文を修正する必要はない |
| | 第25条 | 議員定数の改定 | 1 委員会又は議員は、議員定数を改定するための議案を提出しようとするときは、明確な理由を付して提出するものとする。 2 前項の規定による議案の提出又は当該議案の審査に当たっては、公聴会又は参考人の制度の活用等により、市民、学識経験者等の意見を聴くものとする。 | <平成26年度> 【条文の修正】 なし <平成30年度> 【条文の運用】 継続 → 第24条及び第25条に関して、議員定数及び議員報酬の定期的な検証の必要性について検討したが、条文に規定するかどうかも含め、結論に至らなかった。 【条文の修正】 なし | | 【条文の修正】 □条文を修正する必要がある ■条文を修正する必要はない |
| | 第26条 | 議員報酬の改定 | 1 委員会又は議員は、議員報酬の額を改定するための議案を提出しようとするときは、別に条例で定める手続を経た後、明確な理由を付して提出するものとする。 2 前条第2項の規定は、議員報酬の額の改定について準用する。 | <平成26年度> 【条文の修正】 なし <平成30年度> 【条文の運用】 継続 【条文の修正】 なし | | 【条文の修正】 □条文を修正する必要がある ■条文を修正する必要はない |

| 章 | 条 | 見出し | 条文 | 前回、前々回の検証結果 | 取組状況、運用・条文に関する課題等の特記事項 | 検証結果 |
|--------------------|------|-----------------|--|---|---|---|
| 第10章 条例の検証及び見直し | 第27条 | 条例の検証及び見直し | <p>議会は、この条例の目的が達成されているかどうかについて常に検証を行い、必要があると認められるときは、速やかに適切な措置を講ずるものとする。</p> | <p><平成26年度> 【条文の運用】 継続 【条文の修正】 なし</p> <p><平成30年度> 【条文の運用】 継続 【条文の修正】 なし</p> | <p>【取組状況】 条例施行後は、条例の規定のうち、運用の検討が必要な事項についての検討を行い、順次実施してきた。 平成26年度は、条例施行から4年目となり、運用もおおむね目途がついたことから、検証を行い、その結果、必要な措置（現在の第4条、第8条、第9条、第14条及び第22条の修正等）を講じた。 平成30年度は、条例施行から8年目となることから検証を行い、その結果、必要な措置（現在の第5条及び第20条の修正等）を講じた。 本年度は、前回の検証から4年が経過すること及び現議員の任期最終年であることから、本検証を行っている。</p> <p>【条文に関する検討状況】 本条例の検証結果は、その都度公表していることから、その旨を条文に明記した方がよいのではないかとの提案が出された。他の条文との整合性について等の意見を踏まえ、条文は改正しないこととした。</p> | <p>【条文の運用】 ■継続して取り組む □新たな取組が必要</p> <p>【条文の修正】 □条文を修正する必要がある ■条文を修正する必要はない</p> |
| 新設する条文 | - | 正副議長選挙における所信表明会 | <p>議会は、議長及び副議長の選出に当たり、市民に選出過程を明らかにするため、それぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設けるものとする。</p> | - | <p>【条文に関する検討状況】 正副議長選挙における所信表明会については、法令上は開催の義務はないが、正副議長の選出過程を市民に明らかにし、市民に対する議会の説明責任を果たすことを目的として、本市議会において平成29年以降開催してきた。これまで計3回開催され、取組を継続することで運用が定着したことから、本取組を議会基本条例の第10条として位置付け、積極的に推進するとの姿勢を明らかにするとともに、所信表明会の実施を確立させるべきであるとの結論に至った。</p> | <p>【条文の新設】 ■条文を新設する</p> |